

別紙3

在宅福祉サービスセンター事業の通院及び外出介助に おける家族等の同乗に関する申し合わせ

1 目的

在宅福祉サービスセンター事業における協力会員による送迎は、道路運送法に基づく「福祉有償運送」として実施しているが、家族の同乗を妨げるものではない。しかし、公共交通機関を利用しないで、協力会員を利用する意義は、付き添いや見守りの必要性であるので、全て認められるものではない。また、ヘルパーセンター事業における訪問介護員による通院等乗降介助も福祉有償運送であるが、介護保険法の規定により、家族の同乗は認められない。

本会としては、介護保険法の補完をする観点からも在宅福祉サービスセンター事業において、やむを得ない事情により、家族の同乗を求められた際の条件を下記のとおり取り決め、在宅福祉の向上に寄与したい。

2 対象となる方

利用会員として登録している方を介助する家族、もしくは利用会員が依頼した方であって、協力会員による送迎の際に同乗を希望する方

3 同乗を認める場合の条件

原則、協力会員による送迎は、見守りが必要な方のために行うものであるため、家族が同乗を希望する場合には、この役割が薄らいでしまう。よって、タクシー等の公共交通機関をやむを得ない事情により利用できない場合であって、かつ下記の事項に該当する際に同乗を認めるものとする。

- (1) 認知症・精神障害・音声言語機能障害・聴覚機能障害（平衡機能障害）等の方で、家族等が同乗しないと安全な運行に支障が出る恐れがある場合
- (2) 医師、または担当の介護支援専門員等から、病院等の送迎先への同行が求められた場合
- (3) 送迎先の病院等の玄関先に駐車ができず、降車後、自動車を移動する間、利用会員を見守る方が不在になる場合
- (4) 病院等の送迎先において、家族等が病弱等の理由で見守りを行えない場合
- (5) その他、前述までの観点から考えて、適当と判断できる事項が想定される場合

4 緊急の場合の措置

利用会員及び協力会員からの事前申し出がない場合であって、緊急に家族等の同乗が必要となる場合には、判明した時点でコーディネーターへの報告を行うものとする。

5 適用する時期

この申し合わせは、平成21年2月1日から発効する。